



国関整河計第162号
平成20年4月9日



宇都宮地方裁判所
第1民事部

裁判所書記官 黒瀬宣輝 様

国土交通省関東地方整備局
河川部河川計画課長



調査嘱託書について（回答）

平成20年3月11日付けで嘱託された件について、当方において宇都宮地方裁判所における平成16年（行ウ）第14号公金支出差止等請求住民訴訟事件の経緯を調べた結果、調査嘱託書の趣旨は栃木県が河川法（昭和39年法律第167号）第63条第1項の規定に基づき栃木県がハッ場ダム建設費の一部を負担する根拠であると理解しましたので、必要と思う事項について、下記のとおり回答します。

記

1 利根川の想定氾濫区域について

想定氾濫区域は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第1条の2第2号において、「洪水、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水するおそれのある区域」と定義されており（別添資料①）、また、「河川管理に関する国と地方の役割分担について」中間答申（平成11年8月5日河川審議会）において、より具体的に「洪水時の河川の水位（計画高水位）より地盤の高さが低い沿川の地域等河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にある区域」と定義されています（別添資料②）。

調査嘱託書の添付図「乙第64号証」は、利根川の想定氾濫区域図の一部分で、利根川の計画高水位より地盤の高さが低い利根川沿川の区域を示したものです。

2 ダム建設費の都県別の費用負担割合について

ハッ場ダムを含む利根川上流ダムの建設費のうち、洪水調節に係る都県別の費用負担割合は、昭和56年3月2日付けで建設大臣（当時）から関係都県知事あてに通知した「利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用（洪水調節に係るものに限る。）についての関係都県の費用負担について」により決定しています（別添資料③）。

なお、ハッ場ダムについては、平成16年9月28日付けで国土交通大臣から関係都県

知事あてに通知した「ハッ場ダムの建設に要する費用の負担について」で関係都県の費用負担割合を変更していますが（別添資料④）、当該変更はハッ場ダムの目的に流水の正常な機能の維持を追加したためであり、洪水調節に係る関係都県の費用負担割合は変更しておりません。

利根川の治水対策の基本的な考え方は、河道の改修を行うとともに、新たにダム等の洪水調節施設を建設し、当該施設の洪水調節により洪水時の最大流量を低減するというものです。

ダムの洪水調節に係る都県別の費用負担割合については、新規のダムを建設する代わりに、洪水を全て河道で流すことができるように堤防の築造や河床の掘削などの河道改修を行うと仮定した場合の建設費（「身替わり建設費」という。）と当該河道改修による都県別の受益の比率を用いて算定しています。

具体的には、まず、施工場所や施工内容ごとに、河道改修によって洪水被害が回避される想定氾濫区域内の都県別の固定資産額の比率を当該河道改修による都県別の受益の比率として、当該河道改修の建設費に当該比率を乗じることにより、当該河道改修に係る都県別の建設費負担額を算出し、これらを足し合わせて、全ての河道改修に係る全都県及び都県別の建設費負担額を算出します。

次に、全ての河道改修に係る全都県及び都県別の建設費負担額を、利根川上流ダム建設に係る全都県及び都県別の身替わり建設費負担額として、全都県の身替わり建設費負担額に対する都県別の身替わり建設費負担額の比率を求めることにより、利根川上流ダムの洪水調節に係る都県別の費用負担割合を算定しています。

費用負担割合を算出する際の受益範囲に想定氾濫区域を用いた理由は、既知で固定された計画高水位と地盤高を元に作成しているため様々な洪水パターンにより変化しないこと、各都県共通の指標であることなどが考えられます。

なお、利根川の想定氾濫区域には栃木県の足利市、佐野市、藤岡町の一部が含まれています。

3 浸水想定区域について

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の規定（平成13年6月13日に一部改正）に基づき、国土交通大臣は浸水想定区域を指定、公表しています。浸水想定区域は河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、浸水想定区域図はその区域を図示したものです。

平成17年3月28日に公表された「利根川水系利根川浸水想定区域図」（平成18年7月6日に更新され、現在は「利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域図」。別添資料⑤）は、現状のダム等の洪水調節施設、堤防整備の状況において、昭和22年9月の実績降雨による洪水により、群馬県伊勢崎市の八斗島地点より下流の利根川本川区間のみ（現在は広瀬川・早川・小山川の一部区間を含む。）が破堤氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したもので、栃木県の藤岡町の一部が含まれています。ただし、この浸水想定区域図は、利根川上流ダム群による利根川本川の洪水流量の低減により、治水安全度が向上する渡良瀬川等の支川の破堤氾濫は含んでおりません。

また、平成17年3月31日に公表された「利根川水系渡良瀬川浸水想定区域図」（平

成19年4月25日に更新され、現在は「利根川水系渡良瀬川流域浸水想定区域図」。別添資料⑥)のうち、茨城県古河市中田新田地先の利根川合流点から栃木県下都賀郡藤岡町山合地先の渡良瀬遊水地直上流までの区間は、利根川本川の洪水の影響(逆流)も考慮しており、その区間の浸水想定区域には、栃木県の小山市、藤岡町、野木町、大平町の一部が含まれています。

なお、治水対策では本川の洪水の影響(逆流)による支川の破堤氾濫も考慮する必要があり、例えば昭和56年8月に茨城県竜ヶ崎市高須地先で発生した小貝川の破堤氾濫は、利根川本川の洪水の影響(逆流)によって発生したものです(別添資料⑦)。

4 利根川上流ダム群による栃木県の治水上の利益について

これまでの利根川上流域の降雨には、地域的・時間的な偏りがあるなど様々な降雨パターンがあり、これらの降雨により発生する洪水には様々な流出パターンがあります。

前述1の想定氾濫区域は河川沿川地域の地盤高をもとに、河川の氾濫により浸水するおそれがある区域を示したものであり、また、前述3の浸水想定区域は洪水防御に関する計画の基本となる降雨(昭和22年9月の実績降雨)による洪水の影響により、利根川または渡良瀬川が破堤氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものです(別添資料⑧は利根川本川の洪水と利根川本川から渡良瀬川への逆流による洪水を考慮して栃木県内の浸水想定区域を示したもの)。

浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨をもとに作成していますが、計画規模を超える超過洪水が発生する可能性もあり、その場合は浸水区域がより大きくなると考えられるなど、氾濫シミュレーションの結果はその前提条件によって変わります。

一方、想定氾濫区域は計画高水位と沿川の地盤高をもとに作成しており、様々な洪水パターンにより変化しないことから、ダムの洪水調節に係る各都県の費用負担割合を算定する際の受益範囲とすることは合理的であると考えています。

利根川の洪水により浸水被害を被る可能性があるとした栃木県の区域は、八ッ場ダムを含め利根川上流ダム群の洪水調節によって利根川の洪水流量の低減が図られることにより、水害発生が防除され、また、水害が発生した場合は被害軽減されることから、治水上の利益を受けることとなります。

なお、利根川上流域の降雨パターンによって、利根川上流ダム群の洪水調節効果量は変わります。過去の代表31洪水の降雨パターンを用いて、年超過確率200分の1規模の降雨により発生する洪水に対する洪水調節効果量について検討した結果、八ッ場ダムは群馬県伊勢崎市の八斗島地点で最大で毎秒約1,500立方メートル、平均で毎秒約600立方メートルの洪水調節効果量が見込まれます(別添資料⑨)。

(参考) 別添資料一覧

- ①河川法施行規則(昭和40年3月13日建設省令第7号) ※抜粋
- ②「河川管理に関する国と地方の役割分担について」中間答申 平成11年8月5日河川審議会 ※抜粋
- ③利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用(洪水調節に係るものに限る。)についての関係都県の費用負担について(通知) 昭和56年3

月2日建設省河計発第1号の3

- ④ハッ場ダムの建設に要する費用の負担について（通知） 平成16年9月28日国河
治第158号の10
- ⑤利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域図 平成18年7月6日
※利根川上流河川事務所ホームページに掲載されています。
- ⑥利根川水系渡良瀬川流域浸水想定区域図 平成19年4月25日
※渡良瀬川河川事務所ホームページに掲載されています。
- ⑦昭和56年8月洪水 小貝川の決壊写真
- ⑧利根川本川の洪水による栃木県の浸水想定区域
※利根川と渡良瀬川（下流部）の浸水想定区域図の重ね合わせ
- ⑨代表31洪水における上流ダム群による八斗島地点の洪水調節効果量

【本件の問い合わせ先】

国土交通省関東地方整備局

河川部河川計画課

建設専門官 小池栄史

TEL:048-601-3151(内線3614)

FAX:048-600-1378

河川法施行規則

(昭和四十年三月十三日建設省令第七号)

最終改正：平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)及び河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)の規定に基づき、並びに河川法及び河川法施行法を実施するため、河川法施行規則を次のように定める。

(樹林帯)

第一条 河川法(以下「法」という。)第三条第二項の国土交通省令で定める帯状の樹林は、法第六条第一項第三号の堤外の土地にあるもののほか、次の各号の一に該当する土地にあるものとする。

- 一 堤防に沿って設置する帯状の樹林にあつては、堤防の裏法尻からおおむね二十メートル以内の土地にあるもの
- 二 ダム貯水池に沿って設置する帯状の樹林にあつては、ダムによつて貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線からおおむね五十メートル以内の土地にあるもの

(国土保全上又は国民経済上特に重要な水系を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準)

第一条の二 国土交通大臣は、法第四条第一項の政令の制定又は改廃については、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系であつて、次の各号のいずれかに該当するものが当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。

- 一 水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね千平方キロメートル以上である場合の当該水系
- 二 水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね五百平方キロメートル以上である場合の当該水系又は勾配が急である等の理由により管理が困難な河川の属する水系であつて、当該水系の想定はん濫区域(洪水、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水するおそれのある区域をいう。以下同じ。)の面積がおおむね百平方キロメートル以上又は想定はん濫区域内の人口がおおむね十万人以上であるもの
- 三 水系の想定はん濫区域内に都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上重要な都市の市街地が存する場合の当該水系
- 四 広域的な用水対策を実施し、又は国家的に重要な事業が行われる地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系
- 五 国際的若しくは全国的に高い価値があると認められている自然環境等の優れた状態を維持するため、又は大都市圏における住民の健全な生活環境を確保するため、その整備若しくは保全を行うことが特に必要と認められる河川環境が相当規模の区域にわたる水系
- 六 二以上の都府県の区域にわたる水系であつて、関係都府県にわたる治水上若しくは利水上又は河川環境の整備若しくは保全上の利害を調整する必要があると認められるもの
- 七 その流域が存する都道府県以外の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系
- 八 前各号に掲げるもののほか、洪水等の激甚な災害が発生した水系又は渇水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題等が生じている水系であつて、河川管理に高度な技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められるもの

(一級河川の指定の公示)

第一条の三 法第四条第五項の公示は、次の各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設又は工作物
- 三 平面図

(二級河川の指定の公示)

第一条の四 法第五条第三項の公示は、前条各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

(河川区域の指定等の公示)

第二条 法第六条第四項の公示は、第一条の三各号の一以上により当該河川区域、当該高規格堤防特別区域又は当該樹林帯区域を明示して、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

(指定区間の指定の基準)

第二条の二 法第九条第二項の規定による国土交通大臣の指定区間の指定は、次の各号(第一条の二第八号に該当する水系に属する一級河川にあつては、第一号及び第二号を除く。)のいずれにも該当しない区間について行うものとする。

経済・社会の変化に対応した河川管理体系のあり方について
「河川管理に関する国と地方の役割分担について」
中間答申

平成11年8月5日 河川審議会

目 次

はじめに

I. 経済・社会の変化を踏まえた河川管理の役割分担の特徴

II. 河川管理についての国と地方の役割分担の方向

1. 役割分担を考えるにあたっての視点

2. 役割分担の基本方針

III. 一級水系指定等の考え方及び基準

1. 一級水系

2. 直轄管理区間

3. 指定等の見直し

IV. 環境の観点から指定される一級水系の河川管理における
国の役割について

V. 引き続き検討すべき課題

戻る

III. 一級水系指定等の考え方及び基準

IIで示した役割分担の方向に従い、河川管理について特に国が担うべき役割に着目し、一級水系及びその直轄管理区間の指定等の考え方及び基準を以下のとおりとすべきである。

1. 一級水系

一級水系は、以下の(1)又は(2)に掲げる水系とする。

- (1) 次の観点を基本とする総合的評価により、国土保全上又は国民経済上、国において管理する必要があると認められる水系
- 1) 流域内の面積、人口、都市機能、基幹交通施設、洪水時の流量等の状況から、洪水、高潮等による激甚な被害が発生し、国民の生活又は全国的な経済活動に重大な支障が生じることが予想されるため、国家的見地からこれを防止する必要性
 - 2) 河川の流況、流水の利用形態等及び国土政策等の推進の必要性から、安定的かつ高度な水利用を確保する必要性
- 1)及び2)の観点から、具体的には、以下のいずれかに該当する水系
- ア) 流域面積が概ね1,000km²以上である水系
 - イ) 流域面積が概ね500km²以上である水系又は急流河川等特に高度な管理を必要とする水系であって、以下のいずれかに該当するもの
 - イ-1) 洪水時の河川の水位(計画高水位)より地盤の高さが低い沿川の地域等河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にある区域(以下「想定氾濫区域」という。)内の人口が概ね10万人以上
 - イ-2) 想定氾濫区域の面積が概ね100km²以上
 - ウ) 想定氾濫区域内に、県庁所在都市等の主要区域が存在する水系
 - エ) 広域的水融通や国家的プロジェクトのための水資源確保など国家的見地からの水利用がなされる水系
- 3) 水系全般にわたる一連の水質、水量、自然環境等の河川環境の状況から、当該河川環境が国民共有の財産として、我が国を代表するに足る傑出した価値を有しているため、これらを保全する必要性

具体的には、以下のいずれかに該当する環境がまとまった規模で流域内に存在し、当該環境の保全のために適正な河川管理が必要な水系

- ア) 貴重な自然、特徴ある文化又は優れた景観であり、国際的な価値や我が国としての代表性の観点から重要な河川環境
 - イ) 広範な都市域における貴重な自然環境等として河川固有の状態が維持されており、広域的な観点から重要な河川環境
- 4) 2以上の都府県の区域にわたる水系であって、洪水、高潮等による被害の防止、適正な水利用又は河川環境の適正な保全を図るため、都府県間の利害を調整する必要性

具体的には、以下のいずれかに該当する水系

- ア) 流域が2以上の都府県にわたる水系で、以下のいずれかに該当する水系
 - ア-1) 洪水時に氾濫した場合に大きな被害が発生するおそれがある区間の左右岸で都府県が異なり、相互の調整が必要な水系
 - ア-2) 2以上の都府県のそれぞれが相当程度の流域面積を有し、上下流間等の治水上、利水上又は河川環境上の調整が必要な水系
- イ) 流域を構成する都府県以外に相当量の水を供給している水系
他の圏域に相当量の電力を供給している水系

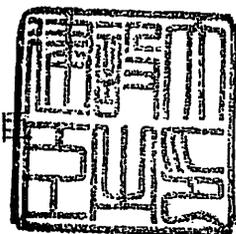
建設省

建設省河計発第1号の3

昭和56年3月2日

栃木県知事 殿

建設 大



利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的
ダム建設に要する費用（洪水調節に係るものに限
る。）についての関係都県の負担割合について
(通知)

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第63条第1項の規定に基づき別添のとおり定められたので通知する。

別添

1 利根川直轄河川改修費都県別負担割合

利根川直轄河川改修に要する費用について、河川法第63条第1項に基づく都県別負担割合は、次の表のとおりとする。

(単位%)

都 県 改修区間	群馬県	栃木県	埼玉県	東京都	千葉県	茨城県
利根川上流	19.81		31.46	22.82	9.28	16.63
利根川下流					53.51	46.49
江戸川			35.78	36.86	27.14	0.22
渡良瀬川下流	42.00	58.00				
渡良瀬遊水地			13.11	23.99	36.53	26.37
田中他2遊水地					48.55	51.45

2 利根川上流部の多目的ダム建設事業費（洪水調節に係るものに限る。）都県別負担割合

利根川上流部の多目的ダムの建設に要する費用のうち洪水調節に係る費用について、河川法第63条第1項に基づく都県別負担割合は、次の表のとおりとする。

省

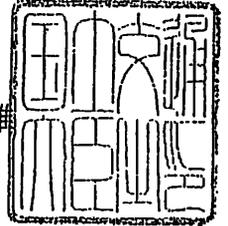
(单位 %)

群馬県	栃木県	埼玉県	東京都	千葉県	茨城県
2.92	1.44	24.86	22.40	23.98	17.40

国河治第158号の10
平成16年9月28日

栃木県知事 殿

国土交通大臣 北 側 一 雄



ハッ場ダムの建設に要する費用の負担について (通知)

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第63条第1項の規定により別紙のとおり負担額を定めたので、通知する。

(別紙)

河川法第63条第1項の規定による栃木県の負担額

八ッ場ダムの建設に要する費用のうち河川法第60条第1項の規定により群馬県が負担すべき額に、1,000分の13.8を乗じて得た額とする。

浸水想定区域図

- ライブ映像
- リアルタイム利根川情報
- 洪水ハザードマップ
- 避難所一覧
- 過去の出水情報
- 重要水防箇所
- はん濫危険水位設定箇所
- 水文水質データベース
- 浸水想定区域図
- 利根川上流
はんらんシミュレーション
- メール配信サービス
- ワンクリック気象情報

浸水想定区域図

利根川水系 利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域図へ (📄1.2MB)
 利根川水系 思川・巴波川浸水想定区域図へ (📄1.5MB)

浸水想定区域図作成の目的

水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定・公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置を講ずることを目的として、水防法の一部が改正(平成17年7月1日施行)されました。この法律に基づき、洪水予報河川に指定されている河川においては、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、浸水した場合に想定される水深その他を表示した図面(浸水想定区域図)を作成し、「洪水ハザードマップ」作成への支援するものとして、関係する市町村長へ通知することとなりました。

今後、ソフト的な治水対策として関係する区市町は、指定・公表された浸水想定区域図を基礎資料に、洪水ハザードマップの作成が促進され、水災による被害が軽減されること期待されるものです。

浸水想定区域図について

【利根川水系 利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域図】

1. 説明文
 - (1) この図は、利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
 - (2) この浸水想定区域等は、現在の利根川の河道の整備状況、矢木沢ダム、下久保ダム、草木ダム、五十里ダムや渡良瀬遊水地等の洪水調節施設の状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね200年に1回程度起こる大雨が降ったことにより利根川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
 - (3) このシミュレーションの実施にあたっては、支派川のはん濫、隣接する河川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
 - (4) なお、この浸水想定区域図は、利根川・広瀬川・早川・小山川のはん濫により生じる浸水想定区域と想定される水深等を示した図であるため、荒川、江戸川等の隣接する河川の氾濫の影響が考えられる区域では、別途、当該河川の浸水想定区域図を参照する必要があります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
- (2) 作成年月日
平成18年7月6日
- (3) 告示番号
利根川水系利根川 国土交通省関東地方整備局告示第338号
利根川水系広瀬川 国土交通省関東地方整備局告示第339号
利根川水系早川 国土交通省関東地方整備局告示第340号
利根川水系小山川 国土交通省関東地方整備局告示第341号
- (4) 指定の根拠法令
水防法(昭和24年法律第193号)第10条の4第1項
- (5) 対象となる洪水予報河川
利根川水系利根川(実施区間:左岸群馬県伊勢崎市大字柴崎地先(はん濫後において、はん濫により浸水する区域及びその水深を示す場合には群馬県伊勢崎市大字柴崎地先)から海(はん濫後において、はん濫により浸水する区域及びその水深を示す場合には茨城県坂東市矢作地先)まで、右岸群馬県佐波郡玉村町大字小泉地先(はん濫後において、はん濫により浸水する区域及びその水深を示す場合には群馬県佐波郡玉村町大字小泉地先)から海(はん濫後において、はん濫により浸水する区域及びその水深を示す場合には千葉県野田市三ツ堀地先)まで)・広瀬川(実施区間:左岸群馬伊勢崎市境中島地先から利根川への合流点まで、右岸同市境島村地先から利根川への合流点まで)・早川(実施区間:左岸群馬県太田市前島町地先から利根川への合流点まで、右岸同市前島町地先から利根川への合流点まで)・小山川(実施区間:左岸埼玉県深谷市大

字高島地先から利根川への合流点まで、右岸同市大字石塚地先から利根川への合流点まで)

(6) 指定の前提となる計画降雨

利根川流域、八斗島上流域3日間総雨量318mm

(7) 関係市区町村

<茨城県>

古河市、常総市、取手市、坂東市、守谷市、五霞町、境町

<栃木県>

藤岡町

<群馬県>

伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、玉村町

<埼玉県>

さいたま市、熊谷市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、騎西町、北川辺町、上里町、大利根町、宮代町、白岡町、葛藤町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町

<千葉県>

野田市、柏市、我孫子市

<東京都>

足立区、葛飾区、江戸川区

【利根川水系 思川・巴波川浸水想定区域図】

1. 説明文

- (1) この図は、利根川水系思川・巴波川の洪水予報区間等について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
- (2) この浸水想定区域図は、現在の河道・ダムの整備状況で洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね200年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、思川・巴波川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。また、渡良瀬川の影響を受ける区間においては、渡良瀬川の影響を考慮したシミュレーションとなっています。
- (3) このシミュレーションの実施にあたっては、支派川のはん濫、隣接する河川のはん濫、想定を超える降雨、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- (4) なお、この浸水想定区域図は、思川・巴波川のはん濫により生じる浸水想定区域と想定される水深等を示した図であるため、渡良瀬川等の隣接する河川の氾濫の影響が考えられる区域では、別途、当該河川の浸水想定区域図を参照する必要があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

(2) 作成年月日

平成18年7月6日

(3) 告示番号

利根川水系思川 国土交通省関東地方整備局告示第336号
利根川水系巴波川 国土交通省関東地方整備局告示第337号

(4) 指定の根拠法令

水防法(昭和24年法律第193号)第10条の4第1項

(5) 対象となる洪水予報河川

利根川水系思川(実施区間:左岸栃木県小山市大字乙女地先から渡良瀬川への合流点まで、右岸同県下都賀郡野木町大字友沼地先から渡良瀬川への合流点まで)・巴波川(実施区間:左岸栃木県小山市大字中里地先から渡良瀬川への合流点まで、右岸同県下都賀郡大平町大字伯仲地先から渡良瀬川への合流点まで)

(6) 指定の前提となる計画降雨

利根川流域、八斗島上流域3日間総雨量318mm

(7) 関係市区町村

<茨城県>

古河市、境町

<栃木県>

小山市、藤岡町、野木町、大平町

●この地形図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号平18総復127号)

●この図は水防法第10条の4第3項及び同施工第2条1項の規程に基づいて、関東地方整備局及び利根川上流河川事務所において閲覧に供する浸水想定区域図を縮小編集したものです。

●この浸水想定区域図は、国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課及び国土交通省利根川上流河川事務所でも縦覧可能です。

●この浸水想定区域図は、現在の利根川や各地域の地形・形状をもとに計算しています。

[▲このページのトップ](#)

戻

(平成19年10月24日)

渡良瀬川の下流部分において、誤表記がありましたので修正した図面を掲載します。

秋山川・旗川・矢場川・多々良川の浸水想定区域を指定・公表しました

～洪水による浸水の危険性の認識と「いざ」というときの準備のために～

1. 秋山川・旗川・矢場川・多々良川の堤防が破堤した場合の浸水想定区域及び水深を新たに加えた「利根川水系渡良瀬川流域浸水想定区域」を平成19年4月25日に指定・公表しました。
(渡良瀬川・桐生川については、平成17年3月31日に指定・公表しています。)

この「浸水想定区域」の指定・公表は、平成17年5月に改正、7月1日に施行された水防法第14条第1項の規定並びに同条第3項の規定に基づくもので、洪水予報河川である渡良瀬川・桐生川、水位情報周知河川である秋山川・旗川・矢場川・多々良川において計画で想定している洪水が発生し、堤防が万が一破堤した場合の浸水想定区域及びその場合に想定される水深を公表するものです。

利根川水系渡良瀬川・桐生川・秋山川・旗川・矢場川・多々良川の浸水想定区域に含まれる関係市町村は、渡良瀬川沿川16市町村となります。

全国では、平成18年度12月末時点で国管理河川で272河川が、都道府県管理河川で263河川が浸水想定区域の指定・公表を行っています。

2. 利根川水系渡良瀬川流域浸水想定区域図は、下記の場所及びインターネットでも閲覧できます。

- 国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川計画課
- 国土交通省 渡良瀬川河川事務所 調査課、佐野河川出張所、足利出張所、桐生出張所
- 渡良瀬川河川事務所ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/>

3. 引き続き関係市町村における「洪水ハザードマップ」の作成を支援します。

水防法では、浸水想定区域の指定・通知を受けた関係市町村は、住民に対して洪水予報の伝達方法や避難場所等の周知を行うことを求めています。

このため、関係市町村は「洪水ハザードマップ」(浸水想定区域図に避難場所等を記載したマップ)等を作成し、洪水時の避難場所等の情報を住民へ周知することが必要となります。

渡良瀬川河川事務所では、関係市町村が進めている「洪水ハザードマップ作成」を平成17年1月に設置した災害情報普及支援室を中心に引き続き支援します。

(利根川水系渡良瀬川浸水想定区域図)

1. 渡良瀬川流域浸水想定区域図の説明

- (1) この図は、利根川水系渡良瀬川・桐生川の洪水予報区間及び渡良瀬川支川秋山川・旗川・矢場川・多々良川の水位情報周知区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
- (2) この浸水想定区域図は、現在の河道・ダムの整備状況で洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、渡良瀬川及び対象となる支川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。また、利根川の影響を受ける区間においては、利根川の影響を考慮したシミュレーションとなっています。
- (3) このシミュレーションの実施にあたっては、対象以外の支川のはん濫、隣接する河川のはん濫、想定を超える降雨、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- (4) なお、この浸水想定区域図は、渡良瀬川及び対象となる支川のはん濫により生じる浸水想定区域と想定される水深等を示した図であるため、利根川等の隣接する河川の氾濫の影響が考えられる区域では、別途、当該河川の浸水想定区域図を参照する必要があります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体
国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所
国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所
- (2) 指定年月日
平成17年3月31日(渡良瀬川・桐生川)
平成19年4月25日(秋山川、旗川、矢場、多々良川)
- (3) 告示番号
国土交通省関東地方整備局告示第273号(渡良瀬川・桐生川)
国土交通省関東地方整備局告示第195号(秋山川)
国土交通省関東地方整備局告示第196号(旗川)
国土交通省関東地方整備局告示第197号(矢場川)
国土交通省関東地方整備局告示第198号(多々良川)
- (4) 指定の根拠法令
水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項

(5) 対象となる洪水予報河川及び水位情報周知河川

- ・利根川水系渡良瀬川(実施区間:左岸群馬県みどり市大間々町高津戸地先から利根川合流点まで、右岸群馬県みどり市大間々町大間々地先から利根川合流点まで、平成17年3月31日付け国土交通省第391号)
- ・利根川水系桐生川(実施区間:左岸群馬県桐生市菱町4丁目地先から渡良瀬川合流点まで、右岸群馬県桐生市天神町3丁目地先から渡良瀬川合流点まで、平成17年3月31日付け国土交通省第391号)
- ・利根川水系秋山川(実施区間:左岸栃木県佐野市植下町字間之田町地先から渡良瀬川合流点まで、右岸栃木県佐野市大古屋町字大古屋地先から渡良瀬川合流点まで)
- ・利根川水系旗川(実施区間:左岸栃木県足利市寺岡町地先から渡良瀬川合流点まで、右岸栃木県足利市寺岡町地先から渡良瀬川合流点まで)
- ・利根川水系矢場川(実施区間:左岸栃木県足利市県町浄土川戸地先から渡良瀬川合流点まで、右岸群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻字中耕地乙地先から渡良瀬川合流点まで)
- ・利根川水系多々良川(実施区間:左岸群馬県館林市日向町字森木地先から矢場川合流点まで、右岸群馬県館林市木戸町字広内地先から矢場川合流点まで)

(6) 指定の前提となる計画降雨

渡良瀬川、高津戸上流域3日間総雨量419mm
矢場川流域、足利3日間総雨量284mm

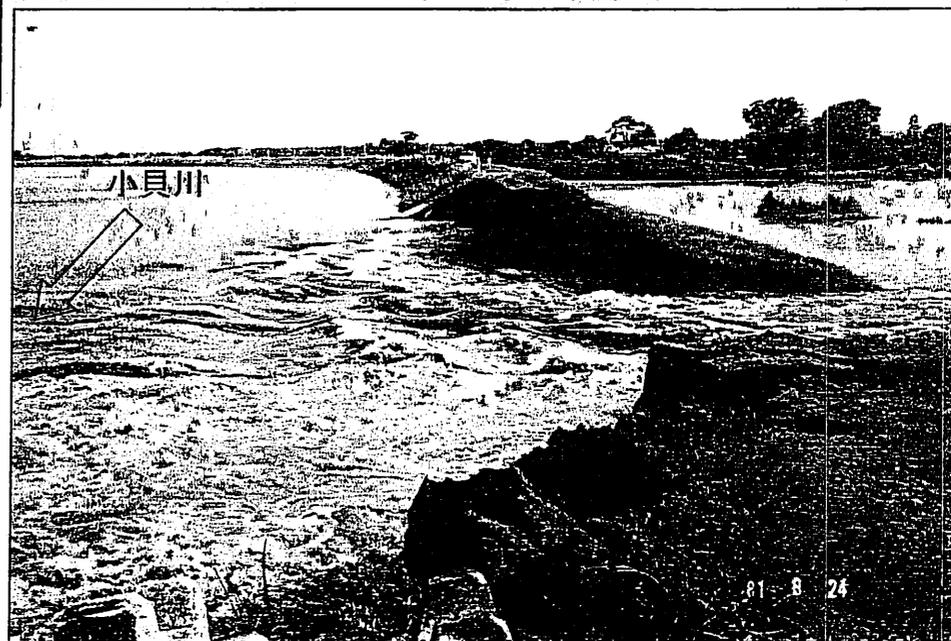
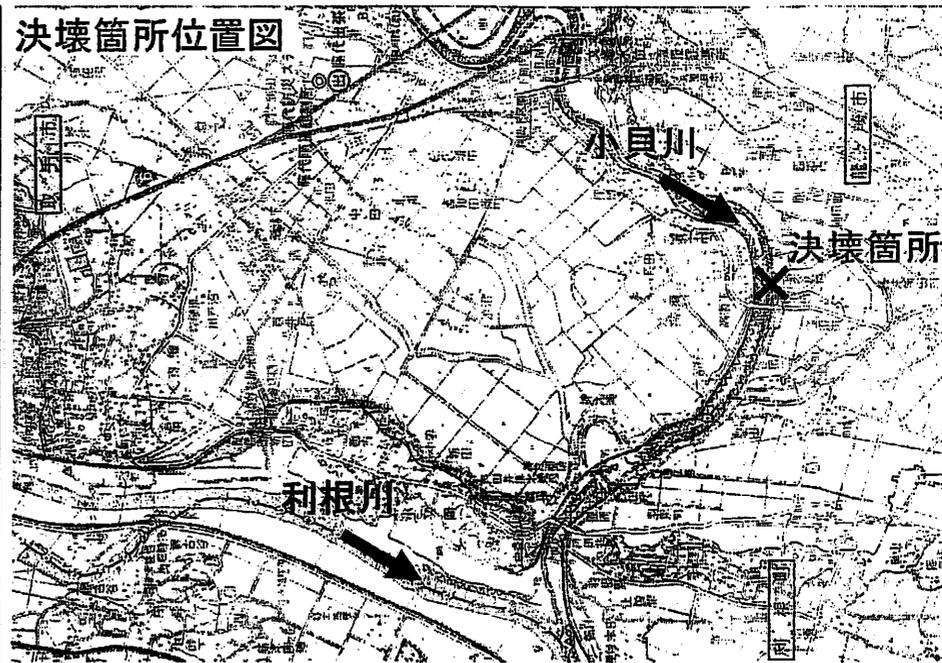
(7) 関係市町村

<茨城県> 古河市、坂東市、境町
<栃木県> 足利市、佐野市、小山市、藤岡町、野木町、大平町
<群馬県> 桐生市、太田市、館林市、板倉町、邑楽町、明和町
<埼玉県> 北川辺町

◆浸水想定区域図  (1.57MB)

◆浸水想定区域図 修正箇所対比図  (1.46MB)

昭和56年8月洪水 小貝川の決壊



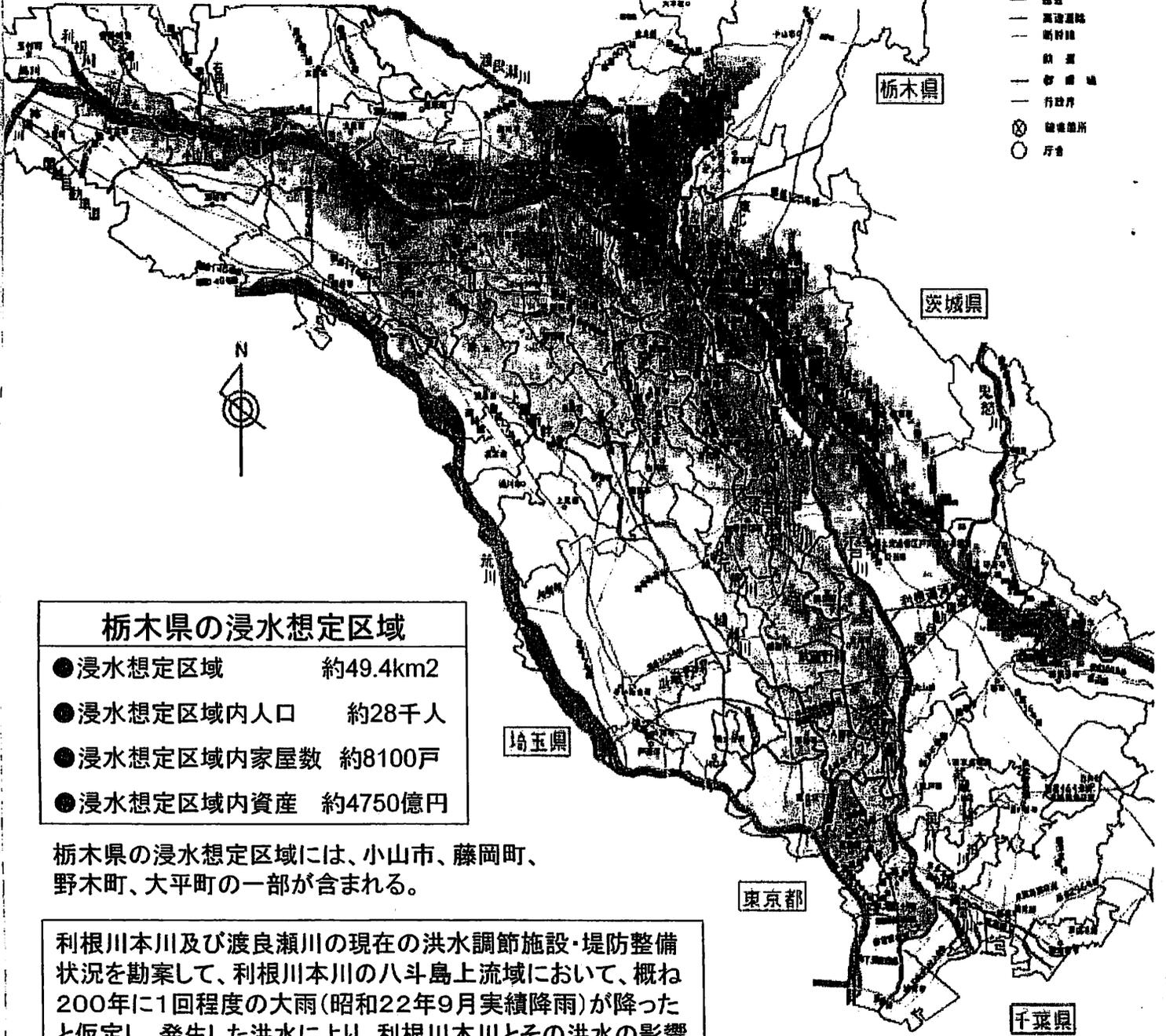
【竜ヶ崎市街地上空から決壊口を望む】

昭和56年8月24日午前2時頃、茨城県竜ヶ崎市高須地先の小貝川の堤防が決壊しました。写真を見ると、川の水の濁り具合から、利根川からの逆流による破堤氾濫であることがわかります。

【決壊口(下流側の堤防上から撮影)】

利根川本川の洪水(渡良瀬川への逆流を含む)による栃木県の浸水想定区域

- 洪水深 (m)
- 0.4 < H < 0.5
 - 0.5 ≤ H < 1.0
 - 1.0 ≤ H < 2.0
 - 2.0 ≤ H < 5.0
 - 5.0 ≤ H
- 大河川
 中小河川
 国道
 高速道路
 新幹線
 県道
 市界
 行政界
 発電所
 庁舎



栃木県の浸水想定区域

- 浸水想定区域 約49.4km²
- 浸水想定区域内人口 約28千人
- 浸水想定区域内家屋数 約8100戸
- 浸水想定区域内資産 約4750億円

栃木県の浸水想定区域には、小山市、藤岡町、野木町、大平町の一部が含まれる。

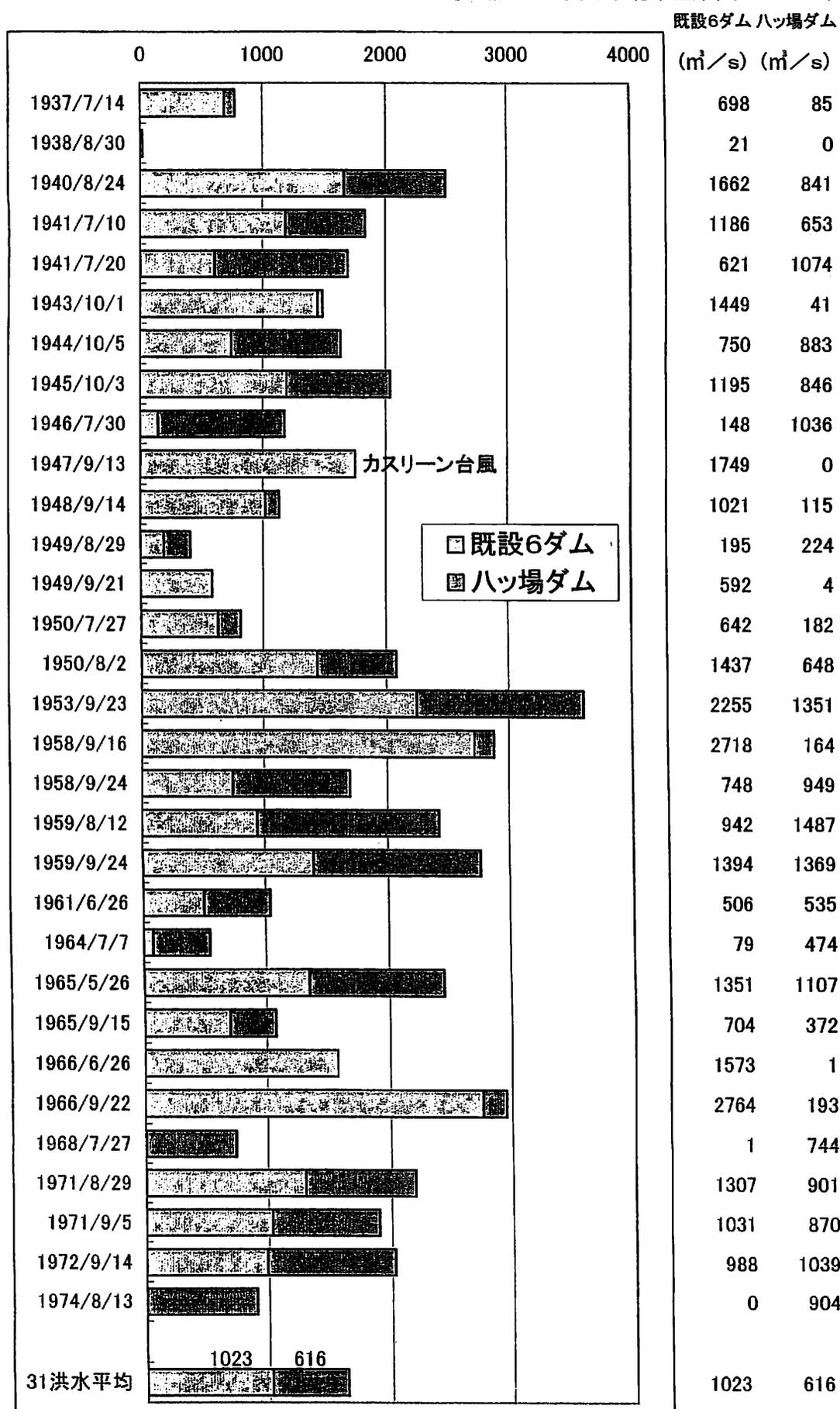
利根川本川及び渡良瀬川の現在の洪水調節施設・堤防整備状況を勘案して、利根川本川の八斗島上流域において、概ね200年に1回程度の大雨(昭和22年9月実績降雨)が降ったと仮定し、発生した洪水により、利根川本川とその洪水の影響を受ける渡良瀬川において破堤氾濫した場合に、想定される浸水の状況を洪水氾濫シミュレーションにより求めたものです。

なお、利根川本川の洪水の影響を受ける渡良瀬川の区間は、利根川合流点から渡良瀬遊水地の直上流までの区間(思川、巴波川の直轄区間を含む)と仮定して、洪水氾濫シミュレーションを実施しています。



上図の浸水想定区域図は、利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域図と渡良瀬川流域浸水想定区域図(下流部)を重ね合わせたものです。渡良瀬川下流部は、利根川本川の洪水の影響も考慮して洪水氾濫シミュレーションを実施しており、洪水氾濫は渡良瀬川の洪水よりも、流量規模が大きな利根川本川の洪水の影響が支配的となっています。

代表31洪水における上流ダム群による八斗島地点の洪水調節効果量(単位: m^3/s)



200年に1回規模の3日雨量319mmが過去の洪水時の降雨パターンで降ったものと仮定して、雨量と洪水流量の「引き伸ばし計算」を行い、上流ダム群による洪水調節効果量を計算したものを。